

就学援助受給世帯の教室受講料減免措置について

日頃より、本財団事業にご参加をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本財団の小・中学生を対象としたスポーツ教室は、藤沢市教育委員会の就学援助制度に認定された受給世帯様を対象に教室受講料において減免措置をしているものがございます。

この度、就学援助受給世帯様における教室受講料の減免につきまして、2025年度（令和7年）開催事業より、以下の通りのお手続きとなりますことをご承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

記

教室受講料の減免を受けるには、教室開催同年度発行の「就学援助認定通知書」及び「支払い通知書」をご提示していただきます。なお、通知書の紛失などによりご提示いただけない場合は、減免いたしかねますのでご注意ください。

また、教室開催期間中にご提示いただいた際は、減免額を返金させていただきますので事前に担当施設までお申し出ください。教室開催終了後においては対応いたしかねますのでご注意ください。

同年度発行の認定通知書が届く前に終了する教室（4月～7月開催）については、通知書が届きましたら8月末日までに開催施設へご提示ください。減免額を返金させていただきます。

※9月以降の減免手続きはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【お手続きの流れ】

- ① インターネットから教室のお申込み
↓（抽選）
- ② 当選後、**5日以内**に開催施設へ電話連絡（※制度申請中の方もご連絡ください）
※就学援助世帯様は、クレジット・コンビニ決済はできません。
↓
- ③ 「就学援助認定通知書」等のご提示後、**現地現金でのお支払い**手続き
※申請中（認定前）の方は現金で全額お支払いいただきます。（認定後減免分ご返金）

1. 対象施設

秩父宮記念体育館、鶴沼運動施設、秋葉台運動施設、石名坂温水プール

2. 上記適用の取扱い開始日

2025年3月1日（土）

以上

2月末日

公益財団法人藤沢市みらい創造財団